

第79回国民体育大会
滋賀県開催準備委員会

第3回常任委員会



平成 27 年 8 月 31 日 (月)
琵琶湖ホテル 3 階「瑠璃」

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
第3回常任委員会 次第

日 時：平成27年8月31日(月) 13:30～14:15
場 所：琵琶湖ホテル3階「瑠璃」

1 開 会

2 あいさつ

委員長（滋賀県知事） 三日月 大造

3 審議事項

- (1) 第1号議案 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会
設置規程改正（案）
- (2) 第2号議案 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画（案）
- (3) 第3号議案 第79回国民体育大会 会場地市町第一次内定（案）
- (4) 第4号議案 第79回国民体育大会 広報基本方針（案）
- (5) 第5号議案 第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針（案）
- (6) 第6号議案 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針（案）
- (7) 第7号議案 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画（案）

4 閉 会

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
第3回常任委員会資料 目次

【審議事項】

<第1号議案>

- | | |
|--|----------|
| ○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
専門委員会設置規程改正（案） | ページ
1 |
|--|----------|

<第2号議案>

- | | |
|---|---|
| ○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画（案） | 4 |
|---|---|

<第3号議案>

- | | |
|----------------------------|---|
| ○ 第79回国民体育大会 会場地市町第一次内定（案） | 5 |
|----------------------------|---|

<第4号議案>

- | | |
|------------------------|---|
| ○ 第79回国民体育大会 広報基本方針（案） | 7 |
|------------------------|---|

<第5号議案>

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○ 第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針（案） | 8 |
|-----------------------------|---|

<第6号議案>

- | | |
|-----------------------------|----|
| ○ 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針（案） | 10 |
|-----------------------------|----|

<第7号議案>

- | | |
|-----------------------------|----|
| ○ 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画（案） | 11 |
|-----------------------------|----|

【参考資料】

○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程	ページ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
○ 第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針	・・・・・・・・・・・・ 15
○ 第79回国民体育大会 会場地市町選定基準	・・・・・・・・・・・・ 16
○ 第79回国民体育大会 会場地選定に関する基本的な考え方について	・・・・・・・・・・・・ 18
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 常任委員会名簿（会長・副会長・常任委員）	・・・・・・・・・・・・ 20

審 議 事 項

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
専門委員会設置規程 改正（案）

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程を次のとおり改正する。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

主会場選定専門委員会を廃止し、全国障害者スポーツ大会専門委員会を設置するため

3 施行日

平成27年8月31日

改 正 前				改 正 後			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
種 類	付 託 事 項	委 任 事 項		種 類	付 託 事 項	委 任 事 項	
総務企画 専門委員 会	1～6 (略)	1～6 (略)		総務企画 専門委員 会	1～6 (略)	1～6 (略)	
主会場選 定専門委 員会	開・閉会式場および 陸上競技会場の選定 に関すること。			(削除)	(削除)		
広報・県民 運動専門 委員会	1～3 (略)	1～4 (略)		広報・県民 運動専門 委員会	1～3 (略)	1～4 (略)	
競技運営 専門委員 会	1 競技運営に係る 計画の立案に関する こと。 2 競技役員等の兼 成および編成に係 る計画の立案に関 すること。	1 競技運営に係る 計画の推進に関する こと。 2 競技役員等の兼 成および編成に係 る計画の推進に関 すること。		競技運営 専門委員 会	1 第79回国民体育 大会 (以下「国体」 という。) の競技運 営に係る計画の立案 に関すること。 2 国体の競技役員 等の兼成および編成 に係る計画の推進に 関すること。	1 国体の競技運営 に係る計画の推進に 関すること。 2 国体の競技役員 等の兼成および編成 に係る計画の推進に 関すること。	

改正前			改正後		
種 類	付 託 事 項	委 任 事 項	種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
	3 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	3 競技用具の整備に関すること。 4 リハーサル大会に関すること。 5 競技記録線に関すること。 6 その他競技運営に係る事項に関すること。		3 その他国体の競技運営に係る重要な事項に関すること。	3 国体の競技用具の整備に関すること。 4 国体のリハーサル大会に関すること。 5 国体の競技記録線に関すること。 6 その他国体の競技運営に係る事項に関すること。
			全国障害者スポーツ大会専門委員会	1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。 2 その他大会に係る重要な事項に関すること。(他の専門委員会の付託事項を除く。)	1 大会の競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 その他大会に関する事項(他の専門委員会の委任事項を除く。)

第3回常任委員会 第2号議案

4

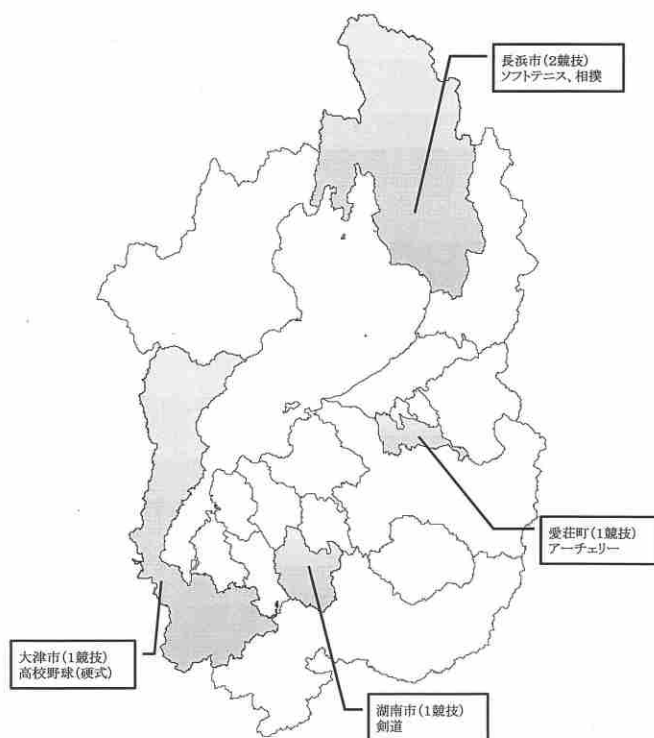
第79回国民体育大会 会場地市町第一次内定（案）

	競技名（種目）	市町名	種別	開催予定施設
1	ソフトテニス	長浜市	全種別	長浜市民庭球場
2	相撲	長浜市	全種別	滋賀県立長浜ドーム
3	剣道	湖南市	全種別	湖南市総合体育館
4	アーチェリー	愛荘町	全種別	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド
5	高校野球（硬式）	大津市	—	皇子山総合運動公園野球場

注）1 実施競技については、4年ごとに日本体育協会で見直しが行われており、滋賀県が開催する第79回大会の選定は現時点では未定であり、日本体育協会の実施競技の選定動向によっては、再調整が必要となる場合がある。

2 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

会場地市町第一次内定(案) 配置図



第79回国民体育大会 広報基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）の広報については、第79回国民体育大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、滋賀や大会の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。

- 1 県、市町、関係機関・団体、大学、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や、インターネットをはじめとした多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、環境へのこだわり、歴史、文化、自然等の多彩な滋賀の魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像、記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会の開催成果を滋賀の財産として未来へ継承する。

第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- （1） 競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。
- （2） 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- （3） 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義および編成方法

- （1） 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技会役員		国民体育大会開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技役員	審判員 総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
競技補助員	運営員 競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場およびその周辺において確保することを目標として養成する。
- 6 競技役員等については、大会後に引き続き行われる第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。

第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画（案）

第79回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針」および「第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

年度 開催前年				H28 8年前	H29 7年前	H30 6年前	H31 5年前	H32 4年前	H33 3年前	H34 2年前	H35 1年前	H36 開催年
区 分／養成方法／養成団体												
競技 役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上								
		中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上								
	運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	養成、資質向上								
		その他の 運営員	競技 団体	養成、資質向上								
	競技補助員	県内講習会	競技 団体	養成、資質向上								
競技会係員				養成								
競技会補助員				養成								

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

参 考 資 料

**第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
専門委員会設置規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地（開・閉会式場および 陸上競技会場を除く。）の 選定に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業 務分担および経費負担に関す ること。 4 競技施設の整備計画の立案 に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の 立案に関すること。 6 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関す ること。 2 競技施設基準に関するこ と。 3 競技施設の整備計画の推進 に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の 推進に関すること。 5 文化プログラムに関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない 事項（重要な事項を除く。） に関すること。
主会場選定 専門委員会	開・閉会式場および陸上競技 会場の選定に関すること。	
広報・県民 運動専門委 員会	1 広報の基本的事項に関する こと。 2 県民運動の基本的事項に関 すること。 3 その他広報および県民運動 に係る重要な事項に関するこ と。	1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関するこ と。 3 大会愛称・スローガン、マ スコット等に関すること。 4 その他広報および県民運動 に係る事項に関すること。
競技運営専 門委員会	1 競技運営に係る計画の立案 に関すること。 2 競技役員等の養成および編 成に係る計画の立案に関する こと。 3 その他競技運営に係る重要 な事項に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進 に関すること。 2 競技役員等の養成および編 成に係る計画の推進に関する こと。 3 競技用具の整備に関するこ と。 4 リハーサル大会に関するこ と。 5 競技記録に関すること。 6 その他競技運営に係る事項 に関すること。

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低 1 競技を開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2 市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 会場地の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

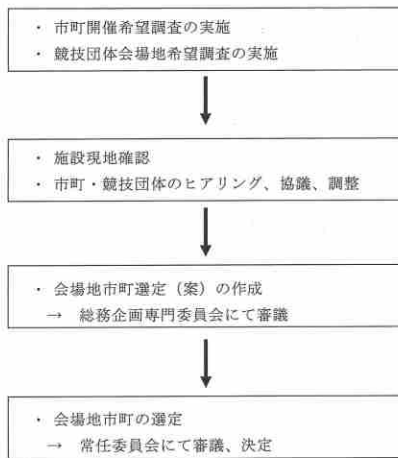
なお、陸上競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび開・閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないよう、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。こと。
但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。
- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (6) 選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第 79 回国民体育大会
会場地選定に関する基本的な考え方について

1 会場地選定に係る基本事項

- (1) 第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針（第1回常任委員会決定）
- (2) 第79回国民体育大会会場地市町選定基準（第1回常任委員会決定）

2 会場地を選定する競技

- (1) 正式競技、特別競技
競技会開催に向けて必要な準備期間を確保するため、できるだけ早期に選定していくこととする。
- (2) 公開競技、デモンストレーションスポーツ
競技団体の開催意向を踏まえた上で、正式競技、特別競技の会場地の選定後に選定していくこととする。
※実施競技については、4年ごとに見直しが図られているため、本県が開催予定の第79回大会の実施競技は未定（平成27年に選定予定）。よって、現時点では第74回大会から第77回大会で実施される競技を前提に会場地を選定していくこととする。
※陸上競技会場は主会場選定専門委員会で別途選定することとする。

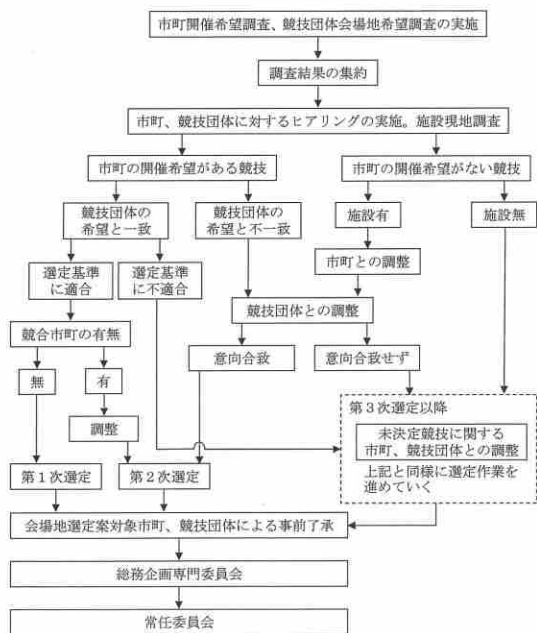
3 正式競技、特別競技の会場地選定の進め方

- (1) 市町開催希望調査、競技団体会場地希望調査の実施
市町、競技団体（正式競技、特別競技）を対象に実施する。
- (2) 市町、競技団体に対するヒアリングの実施
調査結果を踏まえ、市町および競技団体の意向の詳細ならびに競技会開催に向けての考え方等を聴取する。
- (3) 第1次会場地選定案の作成
市町と競技団体の希望が合致したものについては、開催に必要な施設、交通、宿泊など選定基準の適合を確認した上で、競合市町のないものを第1次会場地選定案とする。
この時点で選定されなかった競技については、第2次会場地選定に向けて、市町や競技団体との調整に入る。
- (4) 第1次会場地選定案の対象市町、競技団体による事前了承
第1次会場地選定案として選定された競技については、会場地となる市町および当該競技団体に事前に文書で了承を得る。
- (5) 第1次会場地選定案の審議
総務企画専門委員会にて審議する。
- (6) 第1次会場地の決定
常任委員会にて審議、決定する。

(7) 第2次選定以降の進め方

第1次選定に向けて実施した調査やヒアリングの結果を踏まえ、市町および競技団体と次の選定に向けたヒアリングを行うなど、協議、調整を行うこととする。また、開催希望の変更についても次の選定に向けたヒアリング等で確認することとする。

【会場地選定フロー】



4 公開競技、デモンストレーションスポーツの会場地選定の進め方
別途提示することとする。

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
 常任委員会名簿（会長・副会長・常任委員）
 （平成27年8月31日 第3回常任委員会開会時点）

【会長】1名 【副会長】7名 【常任委員】68名

（敬称略）

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
会 長	滋賀県知事	三日月 大造
副 会 長	滋賀県議会議長	西村 久子
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	公益財団法人滋賀県体育協会会長	河本 英典
	滋賀県教育委員会委員長	藤田 義嗣
	滋賀県市長会会長（近江八幡市長）	富士谷 英正
	滋賀県町村会会長（豊郷町長）	伊藤 定勉
	滋賀県経済団体連合会会長	大道 良夫
常任委員	滋賀県議会副議長	野田 藤雄
	滋賀県議会政策・土木交通常任委員会委員長	富波 義明
	滋賀県議会スポーツ振興特別委員会委員長	佐藤 健司
	滋賀県知事公室長	宮川 正和
	滋賀県総合政策部長	堀井 拙
	滋賀県総務部長	青木 洋
	滋賀県琵琶湖環境部長	拾井 泰彦
	滋賀県健康医療福祉部長	藤本 武司
	滋賀県商工観光労働部長	福永 忠克
	滋賀県農政水産部長	安田 全男
	滋賀県土木交通部長	桑山 勝則
	滋賀県教育委員会教育長	河原 恵
	滋賀県警察本部長	笠間 伸一
	滋賀県防災危機管理監	西川 美則
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	坂井田 稔
	大津市長	越 直美
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	草津市長	橋川 渉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	中嶋 武嗣
	野洲市長	山仲 善彰

役職名	所屬機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	湖南市長	谷畑 英吾
	高島市長	堀井 正明
	東近江市長	小椋 正清
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	竹山 秀雄
	愛荘町長	・野 一雄
	甲良町長	北川 豊昭
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長（近江八幡市教育委員会教育長）	日岡 昇
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長（豊郷町教育委員会委員長）	久木 憲治
	滋賀県都市教育長会会長（近江八幡市教育委員会教育長）	日岡 昇
	滋賀県町村教育長会会長（多賀町教育委員会教育長）	円城寺 守
	滋賀県市議会議長会会長（大津市議会議長）	津田 新三
	滋賀県町村議会議長会会長（日野町議会議長）	杉浦 和人
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	東 芳生
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	河上 ひとみ
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	橋本 俊和
	公益財団法人滋賀県体育協会理事長	中嶋 良立
	滋賀県小学校体育連盟会長	田中 義一
	滋賀県中学校体育連盟会長	二矢 清孝
	滋賀県高等学校体育連盟会長	前田 光治
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山本 博一
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	三日月 大造
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県小学校長会会長	北辺 禎雄
	滋賀県中学校長会会長	馬淵 均
	滋賀県高等学校長協会会長	草野 圭司
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	藤澤 俊樹
	滋賀県特別支援学校長会会長	木下 康幸
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	川瀬 重雄
	滋賀県中小企業団体中央会会長	宮川 孝昭
	滋賀経済同友会代表幹事	・田 郁雄
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	坂口 康一

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	公益社団法人びわこビジターズビューロー会長	佐藤 良治
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	喜多村 樹美男
	一般社団法人滋賀県医師会会長	猪飼 剛
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	石橋 美年子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	片岡 慶正
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会長	鶴飼 淳子
	滋賀県青年団体連合会会長	藤原 麻美
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	和田 洋典